

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年 月 日

東京都選挙管理委員会委員長 殿

令和8年2月8日執行
衆議院議員選挙（東京都第 区）
候補者

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額(円)

2 1に掲げる契約以外の場合（前記1の場合は記載不要）

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容	
		借入れ期間等	契約金額(円)
自動車の借入れ	令和 年 月 日		
燃料の購入	令和 年 月 日	燃料の供給を受ける 自動車の登録番号又は車両番号	1 リッタ単価
運転手の雇用	令和 年 月 日	雇用期間	

備 考 (裏面を参照のこと)

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借り入れ期間等」には、「自動車の借り入れ」にあっては借り入れ期間を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」欄に契約単価を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(事務処理欄)

本人確認	<input type="checkbox"/> 必要 (本人確認書類: □ 不要 (自署又は記名押印のため))	本人確認が必要で、かつ、代理人による届出の場合 □ 委任状 □ 代理人の本人確認
------	---	---

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年 月 日

令和8年2月8日執行
衆議院議員選挙（東京都第 区）
候補者

記

運送等契約区分 (該当するものに○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合				
	2 上記1に掲げる契約以外の場合				
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名					
車種及び自動車登録番号 又は車両番号					
運送等年月日	運送等金額	備考	運送等年月日	運送等金額	備考
	円			円	
	円			円	
	円			円	
	円			円	
	円			円	
	円			円	

備考（裏面を参照のこと）

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が東京都に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、東京都に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、東京都に支払を請求することができません。
- 7 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円